

令和8年度

都城市住宅リフォーム促進事業 補助金のご案内

物価高騰の影響が長期化するなかで、消費喚起及び景気回復策として、住宅リフォーム工事における費用の一部を補助し、市民生活の支援を行います。

対象者

- 都城市内に居住し、住民登録を有する者（申請時または実績報告時）
- 市税等を滞納していない者

対象住宅

- 申請者が居住（実績報告までに居住でも可）
- 申請者か申請者の2親等以内の親族が所有
- 住宅用火災警報器設置済み（工事完了までに設置する場合も可）
- 令和8年4月1日以降に本事業の補助金を一度も申請していない住宅

補足

※住宅用火災警報器について

平成23年6月1日から県内全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられています。設置が必要な箇所は寝室・階段（寝室が2階以上にある場合）等です。

火災警報器に関する問い合わせ先・・・都城市消防局総務課（電話）0986-22-8882

対象工事

- 市内の登録事業者が施工する工事
 - 対象工事経費が20万円以上の工事
 - 次に掲げるいずれかに該当する工事
 - (1)住宅の増改築、修繕又は補修のための工事
 - (2)屋根、外壁、内壁の塗り替え等の模様替え工事
 - (3)住宅に付属する設備の設置、修繕補修工事
 - (4)住宅の外構工事（新築住宅（建築確認申請の検査済証発行日から1年を経過していない住宅）において、敷地内のコンクリート打設、砂利敷き、人工芝の設置、門柱及びフェンスの設置、駐車場の整備等の外構工事を初めて施工する工事を除く。）
 - (5)住宅への防犯機能の付加又は強化のための工事
 - (6)単独処理浄化槽（管渠切替のみは除く）、汲み取り式便所からの公共下水道および農業集落排水への切替工事
 - (7)住宅及びこれに付属する施設の太陽光発電システム及び家庭用蓄電池の設置に関する工事（ただし、売電等収益を得る場合の製品購入費は除く）
- ※施工内容により、建築確認申請など法令に基づいた申請が必要な場合有り
※すでに契約や工事に着工しているものは対象外



補助金額

補助対象経費の10% 【上限10万円】

※1,000円未満切り捨て

申請期間

令和8年4月1日（水）から令和9年1月29日（金）

※原則、事業着手の30日前までに申請

申請方法

次の配布場所で申請書を取得するか、市ホームページより様式をダウンロード後、必要事項の記載及び書類を添付のうえ、都城市商工政策課に提出ください。

《配布場所》市役所5階商工政策課・各総合支所・各地区市民センター

《問い合わせ》0986-23-2983（商工政策課）

【 補助金申請手続きの流れ 】

